

Q & A（令和 7 年 9 月 19 日現在）

	質問、ご意見等	回答
◆手続きについて		
1	旅館組合で入湯税のように徴収することはないのですか？	入湯税同様、湯河原温泉旅館協同組合に加盟している事業所につきましては、旅館組合を通して申告いただくことが可能です。（手引P. 15参照）
2	長期滞在（1 か月～6 か月）宿泊の場合はどうなりますか？	長期滞在の場合も宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間に関わらず宿泊税が課税されます。ただし、賃貸借契約に基づく利用行為の場合は、旅館業法の許可を必要とする宿泊行為には該当しませんので、宿泊税は課税されません。（Q&A P. 6 参照）
3	納入書等の送先を現地の施設ではなく、別の場所（本部）に送付していただけますか。	可能です。書類の送付先は「宿泊税特別徴収義務者申告書（様式第 2 号）」にて指定することができますので、ご希望の送付先を記載のうえ、ご提出をお願いいたします。
4	弊社では、小規模多機能（宿泊）やショートステイのサービスを提供しております。今回の宿泊税において、介護保険での利用者様も対象となるのでしょうか。自費利用の方のみ対象でしょうか。また、前者であるならば、「宿泊料金」は利用者様の自己負担金から、食事代等の宿泊料金に含まれないものを除いた金額という認識でよろしいでしょうか。	介護保険が適用される宿泊は旅館業法の宿泊行為ではないため、課税対象とはなりません。ただし、介護保険が適用されない宿泊は旅館業法の宿泊行為に該当するため、課税対象となります。
5	1 特別徴収義務者の確認 宿泊事業者等には運営管理委託業者も含まれるのか？ 2 宿泊税に係帳簿 必要事項が記載されていれば体裁はどういう形でもよいか 電磁的記録の場合の保管方法 3 条例関係 7 条 1 項 運営管理委託業者は特別徴収義務者になれるのか？ 9 条 運営管理委託業者は納税管理人になれるのか？	1 特別徴収義務者について 特別徴収義務者は原則宿泊施設の経営者です。ただし、実質的な経営者が運営管理委託業者となっている場合は、手引P. 12に記載の④～⑥の書類を別途ご提出いただくことで、運営管理委託業者を特別徴収義務者として指定することが可能です。 2 宿泊税の帳簿について（手引P. 22参照） 帳簿は必要事項が記載されていれば体裁は問いません。 電磁的記録の場合、ハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ等の記録媒体上に使用し得る情報として記録、保存をお願いします。 また、電磁的記録の場合でも 5 年間保管が必要となります。 3 条例関係 特別徴収義務者については本質問の回答 1 のとおりです。 特別徴収義務者が町内に住所や事務所を有していない場合は、町内に住所を有する者を納税管理人として指定することができるため、運営管理委託業者が町内に住所を有している場合はお手続きの上、納税管理人に指定することが可能です。（手引P. 21参照）
6	事務手続きの流れをいくつかの具体例、パターン別にした図を載せた説明を配付してほしい。 もっと簡潔で分かりやすい手引書をください。	皆様にわかりやすくお伝えできるよう、資料の修正やホームページへの資料掲載などは、ご意見を踏まえながら善処していきます。
7	無人運営の民泊のことが十分に考慮されていないです。 ・無人なので現地では徴収できません。 ・レジは置いていないので有人ホテルとは徴収の前提が違います。 ・東京ベースで無人運営している民泊は対応難しいと思います。 ・無人運営はAirbnbの決済システムで宿泊者とお金のやり取りをしています。グローバル企業のシステムなので、ローカルの湯河原のためにシステムの改修はしてくれません。（宿泊税のみの領収書は発行できません。）熱海市で宿泊税の回収が 6 割程度の施設になっているのはそのためだと思います。	ご意見のとおり無人運営の施設ですと現地での宿泊税徴収が現実的ではないかと思いますので、事前決済の際に宿泊料金と併せて徴収する方法などについてご検討ください。（Q&A P. 12参照）

	質問、ご意見等	回答
8	・税金の使った帳票とか配付してください。 ・税込と使用内容、金額を明確にしてください。 ・宿泊の飲食代の控除は、60,000円/1人（本来は500円）　夕・朝食付きの場合、50％控除で30,000円/1人となり、税は300円という認識で大丈夫でしょうか。 ・金額の具体的な例が書いてありますが、もう少し金額のバリエーションを作成した方がよいと思います。（50,000円ベースは300円だと思うので、60,000円とか70,000円とか控除の方法によっては300円とか500円とかになる例を書いてほしい。）	・今後配付予定の宿泊税に係る納入書とあわせて管理用の帳簿も配付予定です。 ・税込の使途や金額については今後町のホームページで公表していく予定です。 ・飲食代の控除についてはご認識のとおりです。 ・宿泊税の計算例について、皆様にわかりやすくお伝えできるよう資料の修正等のご意見を踏まえながら善処していきます。
9	現在入湯税申告、納入方法が台帳によるアナログで不便です。（今どこかと思っている） 宿泊税と入湯税を別々に申告・納入することは不効率ですので、入湯税もeLTAXでできるようにしてほしい。	案内が行き届いておらず申し訳ございません。入湯税は現在eLTAXで納入・申告いただくことが可能です。詳細につきましては、湯河原町ホームページに掲載しておりますのでご参照いただけますと幸いです。
10	徴収方法について、特別徴収義務者に丸投げにしている。結局、旅行者が払わない、もしくは払いたくない場合、義務者がかぶる（自己負担）ことになる。相当な数の自己負担（被害）になると予想する。一方的に「徴収するぞ！」と上から押しつけるのでなく、具体的に徴収方法について義務者がやりやすく手段・方法を講じるべき。無責任だ。	宿泊税の徴収方法につきましては具体的に規定しておりませんが、以下の徴収方法を想定しております。（Q&A P.12参照） ①現地払い ②事前決済 ③宿泊料金は事前決済、宿泊税は現地払い 宿泊者が支払わない恐れがある場合は②の事前決済方法をとっていただくなど、徴収しやすい方法をご選択いただければと思います。宿泊税の徴収につきましては、事務手続き等、皆さまのご意見を踏まえながら分かりやすい案内ができるよう善処していきます。ご不便をお掛けいたしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
◆宿泊税の使途について		
11	宿泊税を財源としての成果か報告があればよろしいかと… 説明がわかりにくかった 熱海箱根に比べて税額が高いがなぜその設定？50,000円という区切りの金額も。	・宿泊税の具体的な使途については今後町のホームページで公表をしていく予定です。 ・宿泊税について手続き含め複雑なことも多くご迷惑をお掛けしております。皆様にわかりやすくお伝えできるよう資料の修正等のご意見を踏まえながら善処していきます。 ・宿泊税の税額については、町の観光業における課題や新たな取り組みに必要な財源規模及び宿泊者等へのアンケート結果を踏まえ設定しております。また金額の区切りについては、応能負担の観点から、一定額以上の宿泊料金区分において、税額の段階を分けております。また、事業者負担を鑑み、大半の宿泊料金区分において宿泊税額に変動がないよう段階を設定しております。
12	・インバウンド対策事業とは具体的にどのような対策を想定しているのか？ ・湯河原をどのように良くしていく想定をしているのか、具体的に教えてください。 ・宿泊税を徴収し、その結果どのように活用したか、それは公表していくのか、是非公開をお願いします。	・インバウンド推進協議会を発足させ、外部の専門会社と連携し、本町の魅力を発信してまいります。 ・宿泊税を活用し、本町の観光資源の磨き上げ、魅力の向上を促進させ、また情報を発信することで多くの方々に訪れていただくとともに、訪れていただいた方が再訪したいと思える町になるよう取り組んでまいります。 ・宿泊税の具体的な使途については今後町のホームページで公表をしていく予定です。
13	今後金額が上がる可能性は？ 徴収した使途は報告あるのでしょうか？	・税額は湯河原町宿泊税条例で規定されており、この条例は施行後3年、その後5年ごとに、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。（Q&A P.4参照） ・徴収したあとの使途については町のホームページで公表をしていく予定です。

質問、ご意見等		回答
14	・今回のような説明会なら、オンライン開催で十分だったと考えます。移動時間も含め、参加者がコスト負担をしている事を認識していただきたいです。また、オンライン開催なら資料の大量印刷も不要になります。税収入を増やす為の宿泊税導入でしょうから、人件費も含め、経費の節約を第一に考えるべきではないでしょうか？（直接聞きたい人、紙で欲しい人だけ対面開催で十分です。） ・目的税とのことなので、毎月収入を明確にしていきたいです。宿泊税の収入がいくらかで、現在何に使用しこれから何に使用する予定なのかを、ホームページ等で閲覧できるようにしてください。そして、それは実施前の2026年3月末までに実施願います。それが困難なら4月からの宿泊税の導入を諦めていただきたいです。 ・税金を投入した施策に対し、きちんと効果測定をお願いします。観光客を誘致する施策について、毎年、事業者も交えて議論しても良いと考えます。	・ご意見のとおり説明会のオンライン開催は経費削減のために有効な手段だと思いますので、今後改めて説明会等を開催する場合は検討させていただきます。 ・宿泊税の収入額や使途につきましては毎年町のホームページで公表する予定です。 ・宿泊税の運用について、ご意見をいただきありがとうございます。効果測定も重要かと思っておりますので、ご意見をありがたく頂戴し、今後の参考にさせていただきます。また、観光客を誘致するための施策については現在既に関係団体様等と協議を重ねているところでございます。引き続き関係各所と連携を取ながら宿泊税を利用した施策の検討等進めていきたいと考えております。
◆交付金、補助金について		
15	特別徴収交付金について、詳しく教えてください。	納入期限内に申告納入した宿泊税額の合計（1年間分、初年度は11箇月分）の3%を交付金としてお支払いするものです。交付金の額については町で計算し、請求書をお送りするので、内容をご確認いただき、入金先等を確認させていただいた後にお支払いをさせていただきます。 また、交付金のお支払いは毎月ではなく、1年間分の合計から算出するので、毎年7月頃を予定しております。
16	システム整備費等補助金について、詳しく教えてください。 現在パソコンは使用しているが、Windows10を利用しており、10月14日でサポートが終了してしまう。申請前に買ったものは、対象にならないのですか？	先に申告書をご提出いただき（10月頃町から様式を送付予定）その後補助金の申請書をご提出いただきます。申請書には、どんな物を買うかなどの書類を添付していただきます。町で確認後、問題なければ、交付決定通知書を待たずに購入手続き等行っても問題ありません。申請書を出すまでは、申し訳ございませんが、購入されませんようお願いいたします。
17	設備費補助50万はおそらく少なざいと思います。導入後でも全施設にかかった費用をアンケートし、場合によっては追加補助とすると良いと思います。宿泊税でうるおいたいのであれば、宿泊施設の営業を圧迫するのではなく、メリットをいただきたいです。	システム整備費補助金の限度額見直しについては現在検討中です。要綱が定まり次第公表させていただきます。事業者の皆様への圧迫が少なくなるよう、分かりやすいご案内にすべく、ご意見を踏まえながら善処していきたいと考えております。 また、宿泊税を活用し、本町の観光資源の磨き上げ、魅力の向上を促進させ、情報を発信することで多くの方々に訪れていただくとともに、訪れていただいた方が再訪したいと思える町になるよう取り組んでまいります。
18	システム整備費上限50万円は理解しました。予算があるという事ですか。全事業の請求について全てを受けることができない場合がありますか。	システム整備費等補助金の限度額は要綱で定められます。また、システム整備費の交付については、特別徴収義務者1施設に対して原則50万円となりますが、限度額については現在検討中です。要綱が定まり次第公表させていただきます。また、申請をいただいた全ての事業者様に交付できるよう対応していきたいと考えております。
19	システム整備費等補助金は税込み金額が補助されますか？	システム整備費等補助金は税抜き価格の金額を補助するものです。
20	システム整備費等補助金について、見積もりを取ったら、システム改修のみで560,000円と言われたが、上限500,000円は何とかならないか。	現在は上限50万円となっておりますが、いろいろご意見を頂いている中で、検討中です。

	質問、ご意見等	回答
◆その他		
21	私も民泊をAirbnbで運営しております。 ネット決済でチェックイン時にはお金のやり取りがありません。本日の説明を聞いてから、サイト（Airbnb）のカスタマーセンターに聞いてみようと思いました。また、やり方などがわかったら情報共有できるといいと思います。	サイト側へご確認いただけるとのこと、ありがとうございます。町側でも皆様へ情報共有ができるよう、随時Q&Aの更新等を対応していきたいと考えております。